

しんち

広報

11月1日現在

世帯	1.898
男	4.158人
女	4.366人
合計	8.524人

45号

49 / 12



とじておきましょう。

町民体育大会

盛大に終る

十一月四日、秋晴のもとに、町制三周年記念および合併二十周年記念町民体育大会が盛大に開かれました。

約二千人のみなさんが参加され各種の競技が争われました。おもな結果はつぎのとおりです

▽鹿狼マラソン

(一般の部)

- 一位 水戸正美(岡)
- 二位 池下和二(小川)
- 三位 目黒俊孝(杉目)

(中学校の部)

- 一位 林 浩徳(上真弓)
- 二位 佐藤光喜(今泉)
- 三位 鈴木正明(城内)

(高校の部)

- 一位 目黒 真(富倉)
- 二位 中江義昭(釣師)
- 三位 菅野実(今泉)

▽部落対抗リレー

- 一位 第九行政区・第六行政区
- 二位 第五行政区・第十行政区
- 三位 第十二行政区・第七行政区

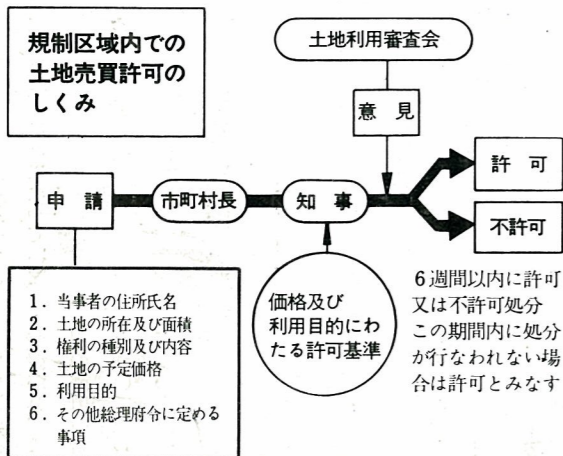
土地の取引に許可が必要となる区域（規制区域）はつぎのような場合です。

都市計画区域……みずからその土地を利用する考えがないのに将来の値上りだけを期待して土地取引が盛んに行われるとか、地価の値上りが激しくなるとか、またはその危険性があるような地域。

都市計画区域以外……前記と同じ状態が生ずると認められ、またそのような状態をなくさなければ正しく望ましい土地の利用が妨げられると考えられる地域です。

規制区域は五年以内の期間で定められますが、期間をすぎても必要な場合はさらに引きつづいて規制区域とすることができます。

規制区域内で土地の売買などの契約（予約を含む）、また代金を



払って使ったり、借りるときも同じ)をするときは知事の許可が必要ですが、遺産を受けつづける場合など(相続、贈与など)は必要ありません。

土地を売る人、買う人(貸借する人も同じ)は、土地の売買などの予定価格や利用目的などを明らかにした申請書を市町村長を通して知事に出さなければなりません。

この場合、売買などの予定価格がその土地の値段として知事が適正と考えた値段と比べて高すぎる

届出が必要な土地の取引

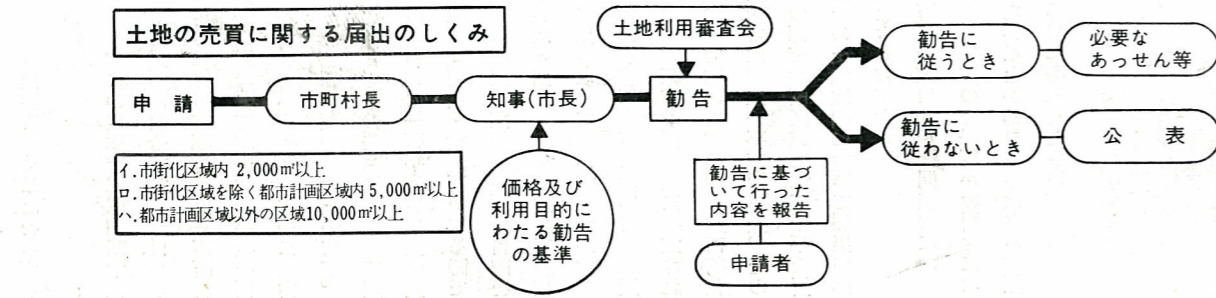
定められた広さ以上の土地の売買などの契約(予約)または、代金を代って使ったり借りたりするときも同じ)をするときは、売る人も買う人(貸借する人も同じ)も土地の売買などの予定価格や利用目的を書いた届出書を市町村長を通して都道府県

6週間以内に許可又は不許可処分この期間内に処分が行なわれない場合は許可とみなす

価格及び利用目的にわたる許可基準

届出が必要な土地の取引

定められた広さ以上の土地の売買などの契約(予約)または、代金を代って使ったり借りたりするときも同じ)をするときは、売る人も買う人(貸借する人も同じ)も土地の売買などの予定価格や利用目的を書いた届出書を市町村長を通して都道府県



知事に出さなくてははいけません。届出が必要なのは、市街化区域では二平方メートル以上、その他の都市計画区域では五平方メートル以上、都市計画区域以外のところでは一平方メートル以上の取引とされています。

しかし、開発業者が、多数の零細な土地所有者から用地を買収するとか、宅地を多数の人に分譲する場合のように一つ一つの取引はこの基準以下であっても、まとめるとこの基準に当るような場合には、届出が必要となります。

届出を受けた知事は、つぎのような場合は土地利用審査会の意見をきいて土地取引の中止や土地の価格を下げるなどのことをするように売買をする人たちに勧告をします。

それは、土地の価格が周りの土地の価格より高すぎるとき、定められた土地利用の計画と比べてみて望ましくないときなどです。

この勧告を聞きいれないときは知事はどのような勧告をしたかを住民に公表し、売買をした人たちが正しい土地の利用や土地の価格を上げないことに協力しなかったことを住民のかたがたに知らしめ、批判してもらうことになり

効果的な土地利用をめざす

「国土利用計画法」十二月から施行

国土利用計画法は、地価の安定と国土の計画的な利用をはかる土地対策の要となる法律で、昭和四十九年十二月二十四日から施行になります。

そこで、この法律をわかりやすく説明してみましょう。

国土利用計画法が生まれた背景とそのねらい

三十七万平方メートルの日本の国土は一億を超える国民にとって生活や生産の共通の基盤です。

最近の十数年間、わが国の経済はめざましい発展をした反面、国土の利用に著しい混乱が生じ、過密都市、過疎化現象など大きな問題が生じてきました。

また、無秩序な住宅地造りなどは、美しい国土の破壊を全国各地にもたらしています。

このような国土利用の混乱に輪をかけているのが、土地の著しい値上りです。

こうした大都市問題過疎問題、自然環境破壊、地価上昇など、さ

まさまの混乱の中で今ほど思いきった土地利用対策を必要としている時はありません。

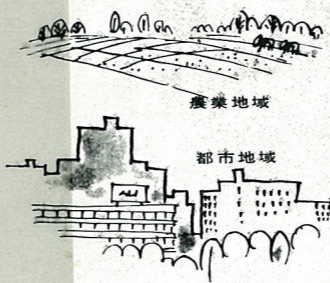
国土利用計画法は、まさにそうした土地利用対策の基本とするためにつくられたものです。

この法律は、大都市問題や過疎問題を生み出すようなかたよった国土の利用ではなく、都市でも農山漁村でも、国民の生活の場として豊かで住みよい生活環境を整えることによってかたよらない国土の発展をめざして、計画と規制の両方の面から国土の有効利用を進め、調和のとれた国土の発展をはかっていくことをねらいとしています。

国土利用計画法の三本の柱

国土利用計画法はつぎの三本の柱から成っています。

その一つは、国土の計画的な利用を図るための国土利用計画を定めると同時に、土地利用計画を定めること。



その二つは、地価の値上りの防止と正しく望ましい利用を図るため土地の取引を制限すること。

その三つは、遊んでいる土地を公共福祉優先の立場から積極的に活用するための手続を定めたことです。

なお、この法律の特徴は法律で定められた権限のそのほとんどが都道府県知事あるいは政令指定都市の市長に委ねられています。

(※政令指定都市—札幌市、川崎市、横浜市、名古屋、京都市、大阪市、神戸市、北九州市、福岡市)

国土利用は正しく

国土利用計画には、全国計画、都道府県計画、そして市町村計画があります。

全国計画は、都道府県知事の考えを十分に取り入れ、国土利用計画審査会の意見をきいて国が定めます。

都道府県計画は、市長村長と国土利用計画地方審査会の意見をきいて、都道府県議会の賛成を得て知事が定めます。

市町村計画は、住民の考えをきいたうえで市町村の議会の賛成を得て、市町村長が定めるものと

得て、市町村長が定めるものです。これらの計画が、それぞれ十分なつながりをもちながら正しく望ましい国土の姿が描かれることになり

土地利用の基本は公共の福祉

土地利用基本計画は、都道府県知事が、市町村長の意向を十分に汲みとり、国土利用計画地方審査会の意見をきいたうえで定め、国の承認を受けなければなりません。

この計画では、都道府県の区域について都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の五つの地域を定め、五万分の一の地図で示されることになり

国土利用基本計画には二つの役割があります。

その一つは、都市計画法や農振法などによってこの計画に関係するほかの法律によって定められる土地利用計画の基本方向を示す役割です。

もう一つは、土地の売買などの契約にあたって、その利用目的の良し悪しを判断するときの基準とした役割です。

遊休土地を

有効に利用

使用されないで遊んでいる土地(遊休土地)について、正しく役立つように利用を進めることについての定めがあります。

遊休土地とは、許可または、届出して契約した土地で、その時から三年以上たっても使われないで遊んでいる土地で定められた広さ(届出の場合と同じ広さ)以上のもので、また周りと比べてみて遊ばせておくことが住民のためにならず、特に役立つような利用を進める必要がある土地をいいます。

このような土地がある場合は、都道府県知事は必ずからまたは市町村長の申出にもとづいて、これを遊休土地であることを認め、同時にこのことを、土地の所有者などに通知します。

通知を受けた所有者などは、その土地の利用の方法などの計画を六週間以内に市町村長を通じて知事に届け出なければなりません。この遊休土地についての定めは昭和四十四年一月一日以降に契約した土地のうち、遊休土地であると認められる土地についても、今

後二年間に限って、先に述べたと同じに取り扱うことになっていきます。

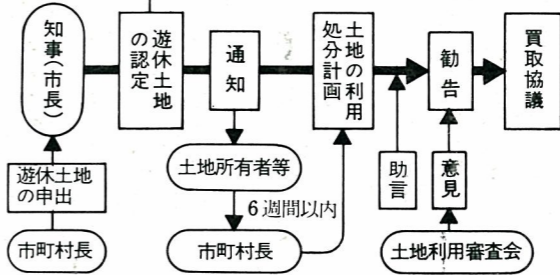
慎重審議と

公正判断

この法律を適正に運用するため、国には国土利用計画審議会が

遊休土地に関する措置

- 1.届出を要する面積以上の広がり土地
2.取得後3年以上経過した土地
3.利用されていない土地
4.有効かつ適切な利用を確保すべき土地
5.なお、すでに取得されている遊休土地(昭和44年1月1日以前に取得されたもの)についても、この法律の施行の日から2年以内に限り遊休土地である旨通知することができる



さらに、都道府県に土地調査員が置かれ、この人たちは、土地取引の許可申請や届出が、法律にもとづいて正しく行なわれているかどうかを調べる役目をもって土地や事務所などの立入り検査、あるいは帳簿、書類などの検査、関係する人たちに對する質問などの仕事を行います。

許可を受けずに土地売買などの契約をした者は、三年以下の微役または百万円以下の罰金。届出をしない土地売買などの契約をしたり、遊休土地の利用などについて計画を届け出なかった者、または偽りの届出をした者については、六カ月以下の微役または三十万円以下の罰金。届出をしてから六週間以内に契約した者は二十万円以下の罰金などです。

おわりに……

国土利用計画法によって、政府の土地利用対策はよりいっそうの前進をみることになりました。これを柱にして、いろいろの対策を公共の福祉の増進という立場からより広くおし進め、わたしたちをとりまく国土と自然環境を守り、住宅問題をはじめとする健康で文化的な生活環境とわたしたちが生きるために必要な産業の基盤を築き豊かな暮らしのできる農山漁村と都

違反した人には罰

この法律には許可申請や届出などを守ってもらうためにつぎのような罰則が定められています。

相馬地域開発に住民対策大綱

住民相談所も設置

相馬地域開発に伴う、地域住民の相談所を役場企画開発課内に設置いたしました。

事務内容はつぎのとおりです。

- (一)住宅移転の相談に関すること。
(二)転業および就職、職業訓練の相談に関すること。
(三)農林水産業の経営維持、その他自営業の維持の相談に関すること。
(四)補償および資金の相談に関すること。
(五)租税、相続および登記の相談に関すること。
(六)関係機関との連絡調整に関すること。
(七)その他開発関連事項に関すること。

また、町の住民相談所活動の基本となるのは福島県相馬地域開発住民対策大綱でありその概要はつぎのようなものです。

開発の基本的な

考えかた

県政の基本的理念である「より

積極的に組入れる。

住宅移転対策

(一)基本対策
開発地域住民等の意向を尊重しながら移転者の住宅地区の建設を計画的に行う。

(二)具体的対策

- (イ)計画居住地に対する必要施設等については、移転者の負担を極力軽減するため公共事業を積極的に組入れる。

農業対策

(一)基本的対策
(イ)農業の継続を希望する農家に對しては、有能な限り適地に造成された農地、または既存農地等の取得のあっせんにつとめると共に、農業経営の早期安定をはかるため、濃密な営農指導を行ない安定した農業所得が確保できるよう配慮する。

(二)具体的対策

- (イ)農地等のあっせん
(ロ)関連農林業対策事業に対する助成
(ハ)営農指導の実施
(ニ)転業転職のあっせん

漁業対策

(一)基本対策
(イ)漁業に對し、濁および排水等による影響を与えないよう嚴重に措置する。
(ロ)漁業の維持発展のため漁場造成等生産基盤のより一層の整備をはかる。
(ハ)転業転職を希望する漁家に對しては希望に応じ適切な就業先のあっせん等必要な措置を講ずる。

(二)具体的対策

- (イ)漁業汚濁の防止
(ロ)漁業の振興
(ハ)転業転職を希望する漁家に對する措置

商工業対策

基本対策

(イ)開発により移転を余儀なくされる商工業者に対しては希望に応じた適地のあっせんに努める
(ロ)移転による立地環境の変化に對応できるように各種の研修診断指導を強化して経営能力の向上体質の改善をはかるとともに、経営の合理化近代化をすすめる

社会福祉対策

基本対策

新しい都市化に對する生活環境整備を自途に開発にあたっては環境の保全と公害の防止を基本条件にして、すぐれた観光資源と文化遺産を守りつつ緑につつまれた住みよい街、緑りにつつまれた働きがいのある地域開発をすすめる

就業対策

基本対策

(イ)地場労働力を必要とする企業を計画的に誘導し雇用機会の拡大と雇用条件の向上を図る。
(ロ)立地企業に對し、できるだけ中高年齢者の雇用を促進する

(二)具体的対策

- (イ)職業のあっせん
(ロ)職業訓練の実施
(ハ)中高年齢者の雇用促進

生活環境対策

基本対策

新しい都市化に對する生活環境整備を自途に開発にあたっては環境の保全と公害の防止を基本条件にして、すぐれた観光資源と文化遺産を守りつつ緑につつまれた住みよい街、緑りにつつまれた働きがいのある地域開発をすすめる



婦人の部優勝は小川A

町民親善バレーボール大会

町民親善バレーボール大会は十一月十七日午前九時から婦人の部八チーム。男子の部六チーム。

混合の部八チームが参加し、トーナメント方式で争われ、婦人の部では小川Aチームが優勝しました。

結果はつきのとおりです。

結果はつきのとおりです。

△婦人の部▽

一回戦

小川A2—1真弓

駒ヶ嶺保育所2—1杉目

沢口2—1小川B

新地町2—0今泉

敗者復活戦

真弓2—0杉目

小川B2—0今泉

二回戦

小川A2—0駒ヶ嶺保育所

三回戦

新地町2—0真弓

小川A2—0沢口

新地町2—0小川B

決勝

小川A2—0新地町

△男子の部▽

一回戦

多摩精密2—0杉目

役場2—0荒井自動車

二回戦

多摩精密2—1チェリー

役場2—0佐藤製作所

決勝

多摩精密2—0役場

△混合の部▽

一回戦

杉目2—0佐藤製作所

多摩精密2—0岡

大戸2—0埜

新地オープン2—0役場

二回戦

多摩精密2—0杉目

大戸2—0新地オープン

決勝

大戸2—0多摩精密

中央表彰うける

福田小学校こども銀行

福田小学校こども銀行は、このほど優良「こども銀行」として中央表彰（大蔵大臣、日本銀行総裁表彰）を受けました。

貯蓄の状況は昭和四十九年六月十五日現在で、児童数百五十七名、こども銀行参加者数百五十七名、貯蓄高二百十万円、となっております。

農業センサスにご協力を

農業センサスは、わが国農林行政に必要な農林業に関する基礎資料を整備することを目的として、農林業の推移に応じ、資源、生産経営など農林業構造の基本的統経を作成、整備するものです。



▽出生

おめでとーございます

晴美	藤巻義明	菅谷
順	石田紀男	新地町
美絵子	寺島政直	釣師
恵美子	目黒敏夫	小川
茂範	後藤一茂	富倉
真紀	浜野政己	大戸
静江	荒 敏明	富倉
勇雄	寺島茂一	大戸
裕子	今野政光	岡
富頭	荒 義孝	木崎
勲	新妻 力	小川
靖子	鈴木三善	今神
美知子	小野義範	大戸
宏一	高野孟次	中島

▽死亡

お悔み申し上げます。

目黒 禎子	68	小川
辺見 なか	76	明地
木村 駒衛	80	波 民
斉藤アキヨ	73	大山田
後藤 虎雄	77	富倉

町長日記

十月

22日	全国道路利用者会議（大阪26日まで）
28日	相馬地域開発協議会臨時総会
29日	北原工業団地取付道路打合せ（仙台）
30日	相馬地区商工振興懇談会
十一月	
1日	相馬地方市町村会定例会
2日	常磐線関係市町村長会議
3日	相馬公立病院予算打合せ
3日	県教育文功労者表
4日	町民体育大会
5日	戦没者追悼式
6日	助役研修会（県町村会長代理。東京8日まで）
9日	農山漁村生活環境整備特別指導事業推進対策会議
11日	県町村会理事会
14日	交通事故殉難者追悼式。相馬方部衛生組合特別委員会
15日	市町村職員共済組合組合会議員選挙
17日	町民バレーボール大会